

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	計画変更勧告遵守命令	環 No. 6
----------	------------	---------

処分基準	根拠法令及び条項	騒音規制法第12条第2項
	関係条項	騒音規制法第9条及び第12条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、第9条の規定（2参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定（3参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>2 第9条の規定</p> <p>市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 第12条第1項の規定</p> <p>市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	勧告に従わない者への騒音の防止の方法の改善等の命令	環 No. 9
----------	---------------------------	---------

処分基準	根拠法令及び条項	騒音規制法第15条第2項
	関係条項	騒音規制法第15条第1項
		<p>1 市町村長は、前項の規定（2参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>2 第15条第1項の規定</p> <p>市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	計画変更勧告遵守命令	No. 16
----------	------------	--------

処分基準	根拠法令及び条項	振動規制法第12条第2項
	関係条項	振動規制法第9条及び第12条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村長は、第9条の規定（2参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定（3参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第9条の規定</p> <p>市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 第12条第1項の規定</p> <p>市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	勧告に従わない者への振動の防止の方法の改善等の命令	環 No. 19
----------	---------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	振動規制法第15条第2項
	関係条項	騒音規制法第15条第1項
		<p>1 市町村長は、前項の規定（2参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第15条第1項の規定</p> <p>市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	計画変更勧告等遵守等命令	環 No. 35
----------	--------------	----------

根拠法令及び条項		栃木県生活環境の保全等に関する条例第34条第2項	
	関係条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第29条及び第34条第1項	
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、第29条の規定（2参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は前項の規定（3参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めてこれらの勧告に従うべきことを命じ、又はこれらの勧告に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第29条の規定</p> <p>知事は、第25条第1項又は第27条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置又は公害の防止の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 第34条第1項の規定</p> <p>知事は、騒音等に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置を変更し、又は公害の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	拡声機の使用制限等違反者への措置勧告遵守命令	環 No. 36
----------	------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第35条第2項
	関係条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第30条から第32条まで及び第35条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、前項の規定（2参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第35条第1項の規定</p> <p>知事は、第30条から第32条までの規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(参照条文) (拡声機の使用の制限) 第30条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の音量、使用時間及び使用方法に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から拡声機を使用して商業宣伝を行ってはならない。 (飲食店等営業の騒音の制限) 第31条 飲食店、娯楽場その他の営業であつて規則で定めるもの（以下「飲食店等営業」という。）を営む者は、当該営業を営む場所において、午後十時から翌日の午前六時までの間は、規則で定める基準を超えて騒音を発生させてはならない。 (深夜における音響機器の使用の禁止) 第32条 深夜における騒音の防止を図る必要がある地域として知事が指定する地域内において飲食店等営業のうち規則で定めるものを営む者は、当該営業を営む場所において、午後11時から翌日の午前6時までの間は、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	特定建設作業に伴う騒音等の防止の方法の改善等勧告遵守命令	環 No. 40
----------	------------------------------	----------

根拠法令及び条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第38条第2項	
関係条項		栃木県生活環境の保全等に関する条例第38条第1項 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第29条、別表第7及び別表第8
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 知事は、前項の規定（2参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第38条第1項の規定</p> <p>知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準（3参照）に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 規則で定める基準</p> <p>栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第29条、別表第7及び別表第8のとおり。</p>
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	安全基準に適合しない土砂等の使用者への撤去等の命令	環 No. 53
----------	---------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条
	関係条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第1項並びに
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、土砂等の埋立て等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壤の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を当該特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。）</p> <p>(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※県からの権限移譲による改正） 令和 7年10月 1日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	安全基準に適合しない土砂等の使用者への撤去等の命令	環 No. 5 3
----------	---------------------------	-----------

(裏面)

処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	
------	---------------------	--

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	届出をしないで土砂等の搬入等をした者への罰金処分	環 No. 5 6
----------	--------------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条
	関係条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条又は第9条第1項、第11条第1項から2項、第12条第1項から第3項まで及び第22条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第8条又は第9条第1項の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第11条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(4) 第11条第2項又は第12条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5) 第12条第1項の規定による検査を行わず、又は同条第2項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者</p> <p>(6) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(7) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	行為者に対する責任としての法人等への罰金処分	環 No. 58
----------	------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第29条
	関係条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条から第28条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
	参考事項	
設定等年月日		平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	措置命令に従わない者への罰金処分	環 No. 59
----------	------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第21条
	関係条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第9条及び第16条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 第9条の規定（2参照）に違反し、第16条（3参照）の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第9条の規定 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所（以下「他人が管理する場所」という。）に捨ててはならない。</p> <p>3 第16条の規定 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	行為者に対する責任としての法人等への罰金処分	環 No. 60
----------	------------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第22条
	関係条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第9条、第16条及び第21条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条（2参照）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。</p> <p>2 第21条の規定 第9条の規定（3参照）に違反し、第16条（4参照）の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第9条の規定 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所（以下「他人が管理する場所」という。）に捨ててはならない。</p> <p>4 第16条の規定 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。</p>
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	措置命令に従わない者への過料処分	環 No. 61
----------	------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第23条
	関係条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第10条から第14条まで及び第16条
		<p>1 第10条から第14条までの規定（2参照）に違反し、第16条（2参照）の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 参照条文 (回収容器の設置、管理等)</p> <p>第10条 自動販売機（事業所等に設置されている自動販売機で、特定の者が利用するものを除く。）を使用して飲食物を販売する者は、当該販売行為に伴い生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう回収するための容器を設置し、適正に管理しなければならない。 (空き地の管理)</p> <p>第11条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯葉、投棄された空き缶等又はごみを放置して周辺の生活環境を損ない、かつ、近隣住民に危害や迷惑を及ぼす危険な状態にならないよう常に空き地の適正な管理をしなければならない。 (飼い犬等の管理)</p> <p>第12条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者（以下「飼い主」という。）は、公共施設等及び他人が管理する場所に飼い犬等のふんを放置してはならない。</p> <p>2 飼い主は、他人に危害を与えるような方法により、飼い犬等を放し飼いにしてはならない。 (屋外広告物の掲示の禁止)</p> <p>第13条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、当該管理者の許可を受けずに屋外広告物を掲示してはならない。 (落書きの禁止)</p> <p>第14条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、落書きをしてはならない。 (措置命令)</p> <p>第16条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	特定土採取事業の許可	環 No. 77
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第8条第1項
関係条項		鹿沼市土採取事業規制条例第8条第3項、第10条第1項及び第2項 鹿沼市土採取事業規制条例施行規則第6条
審査基準 基準 (未設定の場合はその理由)		<p>1 特定土採取事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可（以下「当初許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 土の採取に関する計画</p> <p>3 前項第2号の土の採取に関する計画（以下「土採取計画」という。）には、規則で定める設計基準に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 特定土採取事業の目的</p> <p>(2) 特定土採取場の区域</p> <p>(3) 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間</p> <p>(4) 特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項</p> <p>(5) 特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項</p> <p>(6) 特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項</p> <p>(7) 採取した土の搬出方法に関する事項</p> <p>(8) 特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名</p> <p>(9) 採取した土の搬出先の状況に関する事項</p> <p>4 特定土採取業者は、第2項又は第12条第2項の規定による申請書の提出に当たって、規則で定めるところにより、当該申請書に係る特定土採取場の土地の所有者及び当該特定土採取場に隣接する土地の所有者（以下「隣接者」という。）の当該特定土採取事業に対する同意を得たことを証明する書面を添付しなければならない。ただし、相当の努力をしたにもかかわらず、当該隣接者から同意が得られず、かつ、その理由が明らかに合理性を欠いていると市長が認めるときは、理由書をもって代えることができる。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、第2項の申請書には、特定土採取事業の内容を把握するための書類であって規則で定めるものを添付しなければならない。</p>

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	特定土採取事業の許可	環 No. 77
---------	------------	----------

標準処理期間	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表第1（第7条関係）

特定土採取事業に係る設計基準

1 掘削工法

- (1) 工法は、平地を掘削する場合にあっては別図第1、斜面を掘削する場合にあっては別図第2に示すところによるものとする。この場合において、掘削又は切土における標準勾配は、次に掲げる土地の地目に応じ、それぞれ次に定める角度（以下「保安角度」という。）以内に保つこと。
- ア 山林及び原野 75度
- イ 山林及び原野以外のもの 45度
- (2) 災害の発生による危険を防止するため隣接地との境界から掘削をする場所までに必要な距離（以下「保安距離」という。）として、1メートル以上の距離を確保すること。ただし、当該掘削をする場所が道路等の公共物件、家屋等に隣接する場合は、保安距離として、2メートル以上の距離を確保することとし、かつ、当該家屋等の基礎部分から5メートル以上の距離を確保すること。
- (3) 掘削の深さは、平地を掘削する場合は、掘削する前の地表面から5メートルを限度とし、斜面を掘削する場合は、掘削する場所の周辺の土地の最も低い部分よりも低くしないこと。ただし、平地を掘削する場合において、5メートルを超えても採取する土が確認されるときは、10メートルを掘削の深さの限度とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、地下水が湧出する付近の地下水脈に悪影響を及ぼすおそれがあるときは、それ以上掘削しないこと。

2 災害防止対策

(1) 崩壊防止対策

- ア 現場責任者は、常時、地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を監視するとともに、計画的な土の採取に努めること。
- イ 作業終了時に、落石又は倒木のおそれのある浮石、立木等がある場合には、直ちにこれらを除去すること。
- ウ 気象状況等には常に留意し、危険箇所に対し適切な安全対策をとることができる体制を整備すること。

(2) 土砂流出対策

- ア 土の採取中に土砂が流出するおそれがある場合には、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土のう積み、土盛堤、柵等の仮設工を行うこと。

イ 特定土採取事業の完了後においても土砂が流出するおそれがある場合には、擁壁、えん堤その他これらに代わり得る施設を築造し、土砂の流出を防止するための対策を行うこと。

(3) 排水対策

ア 土の採取中に表面水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流入しないように処置すること。

イ 次号ア(ア)ただし書の規定による埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をする場合は、法肩線又は水平面に集排水施設を、法面に縦水溝又は斜水溝を、法面と水平面との接合点に集水樹等を設置することその他円滑な排水をするために必要な処置をとること。

ウ 湧水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、水抜きのための水平孔、地下排水溝等の施設を設置し、湧水を排除する措置をとること。

エ 湧水及びウの規定により設置した施設が、周辺の土地に害を及ぼさないよう必要な処置をとること。

オ 平地掘削の跡地に雨水、湧水等によって水が貯留し、当該跡地への転落による事故が発生するおそれがある場合には、速やかに排水ポンプを設置し、貯留した水を除去する処置をとること。ただし、付近に放流先がないこと等により貯留した水のくみ上げが困難な場合は、看板の設置その他事故の発生を防止するための措置をもって排水ポンプの設置に代えることができる。

(4) 特定土採取事業の完了又は廃止後の対策

ア 平地の場合

(ア) 特定土採取場の跡地の処理は、埋戻しによるものとし、埋戻しに際しては、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成11年鹿沼市条例第24号)第3条の2に規定する安全基準を遵守すること。ただし、埋戻しによらなくとも、災害発生の防止等を図ることができる場合は、埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をすることができる。

(イ) 埋戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。

(ウ) 埋戻しを行わない特定土採取場の跡地については、有刺鉄線、危険防止柵等の設置その他の危険を防止するために必要な措置を講ずること。この場合において、当該跡地の法面は、高さ5メートルごとに、地目が山林又は原野にあっては幅2メ

一トル以上、地目がそれ以外のものにあっては幅1メートル以上の水平面を、それぞれ設けるとともに、保安角度を保つこと。

イ 斜面の場合

特定土採取事業を完了し、又は廃止したときは、土砂の崩壊、流出等を防止し、及び生活環境の保全を図るため、法面に保護工を施工しなければならない。この場合において、粉じんの発生を防止するために必要な措置をとること。

(5) その他

特定土採取場の跡地の利用に当たっては、周辺の環境との調和に配慮し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物及びこれに類するものの搬入又は投棄をしないこと。

3 公害防止及び保安対策

- (1) 特定土採取場の標識及び危険防止等の看板は、周辺の住民等が見やすい箇所に設置し、危険の防止について十分な効果を有するものとすること。
- (2) 特定土採取場は、関係者以外の者の立入りを禁じ、その周囲をネット柵、とたん塀、板塀等により囲い、かつ、出入口には扉を設け、及び看板を掲げること。
- (3) 特定土採取事業の始業時間は午前7時、終業時間は午後6時とする。この場合において、作業中の騒音について隣接者、住民等から苦情があったときは、騒音を防止するために必要な措置をとること。
- (4) 特定土採取場からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺の生活環境を害することができないように散水、防じん材の散布、運搬車両の洗車場の設置等の適切な措置をとること。

4 交通対策

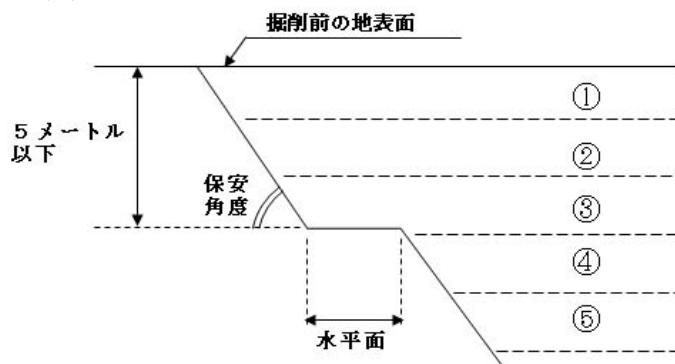
- (1) 運搬車両の公道への出入口等において、交通に支障があるときは、交通整理員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置をとること。この場合において、通学路等については、特に児童の安全を確保するために必要な措置をとること。
- (2) 土を運搬車両に積み込む際には、最大積載量を超えないように留意するとともに、必要に応じて、運搬する土をシートで覆うこと等の粉じんの飛散を防止するための措置をとること。
- (3) 路面を汚損した場合には速やかに清掃し、路面を破損した場合には直ちに復旧すること。

5 緑化計画等

- (1) 景観その他の見地から保存が必要な樹林については、できる限りその全部又は一部の保存を図るものとする。
- (2) 特定土採取場の跡地の法面については、原則として、緑化を図ることとし、周辺の状況及び特定土採取事業の着手前の状態を考慮し、次号から第5号までに定める植草又は植樹を行うものとする。
- (3) 土の採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植草及び植樹を行うことにより、緑地の復元を図るものとする。
- (4) 前号の場合以外の場合には、植草又は種子吹付けを行うものとする。
- (5) 特定土採取場の跡地の法面は、原則として、植草及び植樹により保護すること。

別図第1

平地における土採取の工法



備考

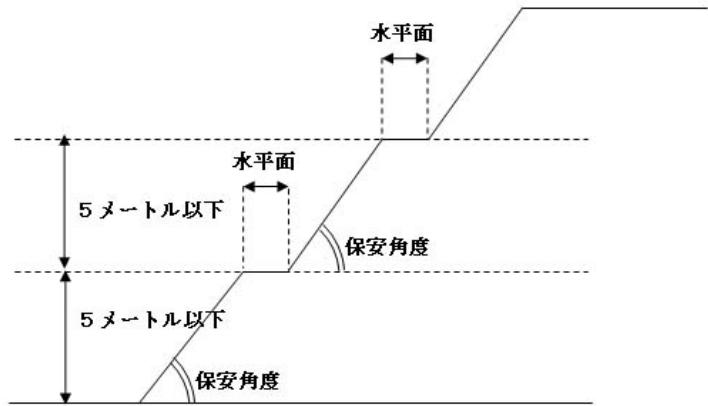
- 1 ○数字は、掘削の順番を示す。
- 2 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅2メートル以上、それ以外のものにあっては幅1メートル以上とすること。

別図第2

(1) 斜面における土採取の工法

階段式工法	傾斜式工法	平面式工法

(2) 斜面掘削の最終法面



備考

- 1 ○数字は、掘削の順番を示す。
- 2 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅 2 メートル以上、それ以外のものにあっては幅 1 メートル以上とすること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	特定土採取事業の変更の許可等	環 No. 78
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第12条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第12条第3項において準用する同条例第10条第1項及び第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 第12条 許可業者は、当初許可に係る特定土採取事業を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする許可業者は、規則で定めるところにより、当該特定土採取事業について、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 許可の年月日及び許可番号</p> <p>(2) 変更の内容</p> <p>(3) 変更の理由</p> <p>(4) 変更の年月日</p> <p>3 第7条及び前2条の規定は、変更許可について準用する。</p> <p>4 許可業者は、第8条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	許可土採取計画の変更命令	環 No. 81
----------	--------------	----------

根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第15条
関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第9条第1項
処分基準	<p>1 市長は、特定土採取事業が第10条第1項各号（2参照）のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、許可業者に対し、当該許可土採取計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第10条第1項各号の規定</p> <p>(1) 当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 土採取計画の内容が、当該特定土採取事業に伴う災害若しくは事故の発生又は生活環境の著しい悪化を防止するために十分なものでないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定土採取事業が他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認められるとき。</p> <p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>
参考事項	
設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	停止命令等	環 No. 82
----------	-------	----------

根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第17条第1項	
関係条項		
処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等により、災害又は事故が発生するおそれがあると認めるときは、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は災害若しくは事故の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、特定土採取業者が当初許可を受けず、又は許可業者が変更許可若しくは第24条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、許可業者が偽りその他不正の手段により当初許可、変更許可又は第24条第1項の許可を受けて特定土採取事業を行っている場合について準用する。</p> <p>4 市長は、許可業者等が第11条(第12条第3項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っていると認めるときは、当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。</p>	
参考事項		
設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	無許可の特定土採取事業事業の停止等の命令	環 No. 83
----------	----------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第17条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第8条第1項、第12条第1項及び第24条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	2 市長は、特定土採取業者が当初許可を受けず、又は許可業者が変更許可若しくは第24条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	許可条件に違反している特定土採取事業の停止等の命令	No. 76-9
----------	---------------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第17条第4項
	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第11条第1項及び第12条第3項
	処分基準	<p>1 市長は、許可業者等が第11（2参照）（第12条第3項において準用する場合を含む。）の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。</p> <p>2 第10条の規定</p> <p>市長は、市民の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。</p>
参考事項		
設定等年月日		平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	許可土採取計画に適合しない特定土採取事業の是正措置命令	環 No. 85
----------	-----------------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第17条第5項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っていると認めるときは、当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	許可の取消し	環 No. 86
----------	--------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第18条
	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第10条第1項、第16条、第17条及び第27条第1項
		<p>1 市長は、許可業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その当初許可又は変更許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第16条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 前条各項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(3) 第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
参考事項		
設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	完了後の特定土採取事業が許可土採取計画に適合しない場合の是正措置命令	環 No. 88
----------	------------------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第20条第1項
	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第19条第1項及び第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、前条第2項の規定による確認に係る特定土採取事業が許可土採取計画に適合しないと認めるときは、当該許可業者に対し、必要な是正措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	完了後の特定土採取事業に係る土採取場の跡地の災害の発生を防止するための是正措置命令	経 No. 89
----------	---	----------

根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第20条第2項	
関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第19条第1項及び第2項	
処分基準	<p>1 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による確認を受けた特定土採取事業に係る特定土採取場の跡地について、当該特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、許可業者に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。</p> <p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>	
参考事項		
設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	特定土採取事業の譲受けの許可	環 No. 90
---------	----------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第24条第1項
	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第24条第3項において準用する同条例第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 許可業者から当該許可に係る特定土採取事業を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(3) 譲り受けようとする特定土採取事業の許可の年月日及び許可番号</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第10条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けて特定土採取事業を譲り受けた者は、当該特定土採取事業に係る許可業者の地位を承継する。</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	無許可の特定土採取事業事の停止命令に違反した者に対する罰則	環 No. 92
----------	-------------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第31条
	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第17条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第17条第2項の規定による停止の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	行為者に対する責任としての法人等への罰金処分	環 No. 93
----------	------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土採取事業規制条例第32条
	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第31条及び第17条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	浄化槽清掃業の許可	環 No. 94
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		浄化槽法第35条第1項
	関係条項	浄化槽法第36条 環境省関係浄化槽法施行規則第11条 浄化槽清掃業許可取扱い要領
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準（2参照）に適合するものであること。</p> <p>(2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 凈化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>
		（裏面へ）
参考事項		
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	浄化槽清掃業の許可	環 No. 94
---------	-----------	----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者 (以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 環境省令で定める技術上の基準 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。 <p>3 浄化槽清掃業許可取扱い要領 浄化槽清掃業許可取扱い要領については、<u>別紙</u>のとおり</p>

浄化槽清掃業許可取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び鹿沼市浄化槽の清掃業に関する条例（平成13年条例第20号）並びに鹿沼市浄化槽の清掃業に関する条例施行規則（平成13年規則第12号。以下「規則」という。）の規定に基づく浄化槽清掃業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 法令に定めがあるもののほか、許可の基準は次のとおりとする。

(1) 資格基準

- ア 申請者は、市内に住所又は事業所若しくは営業所を有する者であること。
- イ 許可を更新する場合は、規則第8条の規定に基づく報告がなされていること。

(2) 車両基準

- ア 浄化槽清掃業務に使用する車両（以下「車両」という。）はバキューム式の汚泥収集運搬車とする。
- イ 車両は、汚泥が飛散し、若しくは流失し又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ウ 車両は、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額5,000万円以上の自動車保険に加入していること。

(3) 設備基準

- ア 車庫は、他の施設と明瞭に区分され、運行前の点検及び清掃等に支障のない面積を有するとともに、周囲を閉鎖し得るものであること。
- イ 洗車設備は、洗車及び汚水の処理が可能であり、周囲に迷惑を及ぼさないものであること。

(許可の申請)

第3条 許可を受けようとする者は、業務開始日の30日前までに、浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出すること。

(許可条件)

第4条 許可をする場合は、次の条件を付する。

- (1) 許可を受けた日から1か月以内に、事業所及び清掃運搬車両に許可番号及び業者名を表示すること。
- (2) 清掃運搬の作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。
- (3) 従業員に対する安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立すること。
- (4) 作業実施時には身分証明書を提示すること。また浄化槽管理者が不在の時は、作業実施済の通知をすること。
- (5) 清掃の記録は、保守点検業者へ必ず送付すること。
- (6) 浄化槽管理者と浄化槽清掃業務委託契約を締結すること。
- (7) 浄化槽の汚泥を本市のし尿処理施設へ搬入しようとするときは、あらかじめ当該施設の長へ搬入計画を提出し、協議の上その指示に従うこと。
- (8) 清掃手数料は、鹿沼市が実施していた時の料金を超えないものであること。
- (9) 浄化槽清掃を業として行うことのできる区域は、鹿沼市の行政区域であること。

(許可証の交付)

第5条 許可の通知は、浄化槽清掃業許可証を交付することにより行う。また、許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書を市長に提出すること。

(変更の許可の申請手続)

第6条 許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）が、許可事項の変更をする場合は、浄化槽清掃業許可事項変更申請書を市長に提出すること。

(業務の廃止又は休止届)

第7条 許可業者が、浄化槽清掃業務を廃止し、又は業務の全部若しくは一部を休止しようとする時は、浄化槽清掃業廃止・休止届を市長に提出すること。

(許可の取消し等)

第8条 許可を取消し、又は業務の全部若しくは一部を停止するときは、浄化槽清掃業許可取消書又は浄化槽清掃業業務停止命令書により行う。また、次の要件に該当するときに許可の取消し等を行う。

- (1) 浄化槽の清掃の事業の用に供する施設、許可業者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 法第12条第2項に基づく、知事の許可業者に対する浄化槽清掃についての改善措置命令に違反したとき。
- (3) 不正な手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。
- (4) 浄化槽清掃業の許可の基準、法第36条第2号のイからニ又はヘからチまでのいずれかの不適格要件に該当することとなったとき。
- (5) 浄化槽清掃業の許可申請の際、提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったにもかかわらず、期限内に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があるため、市長が許可業者に対して行った指示に従わず、情状特に重いとき。

(報告)

第9条 許可業者は、毎月10日までに前月の業務実績を浄化槽清掃業務実績報告書により市長に報告すること。

附 則

- 1 この要領は、平成13年7月1日から施行する。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	浄化槽清掃業者への浄化槽の清掃についての指示	環 No. 97
----------	------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	浄化槽法第41条第1項
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	浄化槽清掃業の許可取消し又は事業の停止命令	環 No. 98
----------	-----------------------	----------

根拠法令及び条項	浄化槽法第41条第2項
関係条項	浄化槽法第12条第2項、第35条第1項、第36条第2号イ、ハ及びホから又まで並びに第37条 環境省関係浄化槽法施行規則第11条 浄化槽清掃業許可取扱い要領
処分基準 基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準(2参照)に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホから又までのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p> <p>2 環境省令で定める技術上の基準 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。</p> <p>2 浄化槽清掃業許可取扱い要領 (許可の取消し等) 第8条 許可を取消し、又は業務の全部若しくは一部を停止するときは、浄化槽清掃業許可取消書又は浄化槽清掃業業務停止命令書により行う。また、次の要件に該当するときに許可の取消し等を行う。 (1) 浄化槽の清掃の事業の用に供する施設、許可業者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合しなくなったとき。 (裏面へ)</p>
参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※浄化槽法の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	浄化槽清掃業の許可取消し又は事業の停止命令	環 No. 98
----------	-----------------------	----------

(裏面)

処分基準	基準 (未設定の場合はその理由) 参考事項 設定等年月日	(2) 法第12条第2項に基づく、知事の許可業者に対する浄化槽清掃についての改善措置命令に違反したとき。 (3) 不正な手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。 (4) 浄化槽清掃業の許可の基準、法第36条第2号のイからニ又はへからヌまでのいずれかの不適格要件に該当することとなったとき。 (5) 浄化槽清掃業の許可申請の際、提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったにもかかわらず、期限内に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (6) 浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があるため、市長が許可業者に対して行った指示に従わず、情状特に重いとき。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第1項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理許可要綱第4条第1項
審査基準	<p>1 市長は、一般廃棄物の収集業又は運搬業の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可をしてはならない</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（2参照）に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（3参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p style="text-align: right;">（裏面1へ）</p>
参考事項	廃棄物処理法の解説
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 25年 3月 1日変更（※法律の改正に伴う整理） 令和 7年10月 1日変更（※）
標準処理	標準処理期間 (未設定の場合はその理由) 総日数 20日（休日は含まない。）

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定)
		平成 年 月 日変更(※)	
		平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(4参照)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(4参照)であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの</p>
		(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
審査基準 基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(4参照)のうちにイ からチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ル 個人で政令で定める使用人(4参照)のうちにイからチまでの いずれかに該当する者のあるもの</p> <p>2 環境省令で定める基準</p> <p>法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合 を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設に係る基準</p> <p>イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれ のない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及 び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講 じた施設であること。</p> <p>(2) 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能 を有すること。</p> <p>ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足 りる経理的基礎を有すること。</p> <p>3 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの</p> <p>法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとお りとする。</p> <p>(1) 大気汚染防止法</p> <p>(2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)</p> <p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第 136号)</p> <p>(4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第百138号)</p> <p>(5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)</p> <p>(6) 振動規制法(昭和51年法律第64号)</p> <p>(7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律 第108号)</p> <p>(8) ダイオキシン類対策特別措置法</p> <p>(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 法</p> <p>4 政令で定める使用人</p> <p>法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人 は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従た る事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設 を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生 の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>	(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

(裏面3)

審査基準	<p>5 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱 (審査基準)</p> <p>第4条 条例第12条第1項及び第3項の申請があったときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第2条第3項若しくは第4項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成15年告示第189号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であって、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 収集運搬業において、当該収集運搬の業に用いるすべての車両について、対人賠償金額が5,000万円以上の自動車保険に加入していること。</p> <p>(3) 収集運搬業において、汚水処理を適正に行える洗車設備を備え、又は同等の機能を有する洗車場と許可を申請する期間について使用契約を締結していること。</p> <p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項	
	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号及び第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第3項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の処分業の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準(2参照)に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからヌまで(3参照)のいずれにも該当しないこと。 2 環境省令で定める基準 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合	
	参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法律の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※))

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>イ 施設に係る基準</p> <p>(イ) 凈化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(ロ) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(ハ) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(イ) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(ロ) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(2) 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(イ) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(イ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(ロ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>3 第7条第5項第4号の規定</p> <p>申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（4参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
		(裏面2へ)

(裏面2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(5参照)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(5参照)であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの」</p>
		(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

(裏面3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（5参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ 個人で政令で定める使用人（5参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>4 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号） (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号） (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号） (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 <p>5 政令で定める使用人 法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの <p>6 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項 (審査基準)</p> <p>第4条 条例第12条第1項及び第3項の申請があったときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第2条第3項若しくは第4項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成15年告示第189号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であって、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあっては、この限りでない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項	
関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第2項において準用する第7条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第1項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項	
審査基準	1 市長は、一般廃棄物の収集業又は運搬業の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業の範囲の変更の許可をしてはならない <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（2参照）に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 2 この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（3参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
参考事項	廃棄物処理法の解説	
設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 25年 3月 1日 変更（※法の改正に伴う整理） 令和 7年 10月 1日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	
	総日数 10日（休日は含まない。）	
設定等年月日	平成 21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p> <p>ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（4参照）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（4参照）であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>チ その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの</p>
		(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人（4参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人（4参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>2 環境省令で定める基準 法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設に係る基準 <input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 <input type="checkbox"/> 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>(2) 申請者の能力に係る基準 <input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>3 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号） (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号） (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号） (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p> <p>4 政令で定める使用人 法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>
		(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

(裏面3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>5 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱 (審査基準)</p> <p>第4条 条例第12条第1項及び第3項の申請があったときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第2条第3項若しくは第4項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成15年告示第189号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であって、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 収集運搬業において、当該収集運搬の業に用いるすべての車両について、対人賠償金額が5,000万円以上の自動車保険に加入していること。</p> <p>(3) 収集運搬業において、汚水処理を適正に行える洗車設備を備え、又は同等の機能を有する洗車場と許可を申請する期間について使用契約を締結していること。</p>
------	---------------------	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項	
関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号及び第7条の2第2項において準用する第7条第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第1項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	
	1 市長は、一般廃棄物の処分業の事業の範囲の変更の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の処分業の事業の範囲の変更の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準(2参照)に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまで(3参照)のいずれにも該当しないこと。 2 環境省令で定める基準 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 净化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。	
	(裏面1へ)	
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法の改正に伴う整理) 令和 7年 10月 1日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	
	総日数 10日(休日は含まない。)	
標準処理期間	設定等年月日	
	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(口) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(ハ) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>□ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(イ) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(ロ) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(2) 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(イ) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>□ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(イ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(ロ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>3 第7条第5項第4号の規定</p> <p>申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（4参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
		(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>二 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者（5参照）又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者（5参照）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの</p>
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>二 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者（5参照）又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者（5参照）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの</p>

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

		(裏面3へ)
--	--	--------

(裏面3)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（5参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ 個人で政令で定める使用人（5参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>4 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号） (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号） (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号） (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 <p>5 政令で定める使用人 法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの <p>6 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱 （審査基準）</p> <p>第4条 条例第12条第1項及び第3項の申請があったときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第2条第3項若しくは第4項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成15年告示第189号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であって、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあっては、この限りでない。 (2) 収集運搬業において、当該収集運搬の業に用いるすべての車両について、対人賠償金額が5,000万円以上の自動車保険に加入していること。 (3) 収集運搬業において、汚水処理を適正に行える洗車設備を備え、又は同等の機能を有する洗車場と許可を申請する期間について使用契約を締結していること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	一般廃棄物収集運搬業又は処分業の停止	環 No. 104
----------	--------------------	-----------

根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3	
関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第3号、第10項第3号及び第11項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条	
処分基準	1 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。 (3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。 2 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条（別表第4） 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条（別表第4）については、 別紙 のとおり。	
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表第4(第12条関係)

許可の取消し等の要件	処分内容
第7条の3第1号	許可の取消し
無許可営業(第25条第1号) 無許可変更(同条第2号) 事業停止命令・措置命令違反(同条第3号) 委託基準違反(同条第4号) 名義貸しの禁止違反(同条第5号) 施設無許可設置(同条第6号) 施設無許可変更(同条第7号) 廃棄物の投棄禁止違反(同条第8号) 委託基準違反、再委託禁止違反(第26条第1号) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反(同条第2号) 施設無許可譲受け・無許可借受け(同条第3号) 無確認輸出(同条第4号) 受託禁止違反(同条第5号) 無許可輸入(同条第6号) 輸入許可条件違反(同条第7号) 廃棄物の焼却禁止違反(同条第8号)	
施設使用前検査受検義務違反(第28条)	事業停止60日
帳簿備付け・記載・保存義務違反(第30条第1号) 業廃止・変更届出、施設変	事業停止30日

	更届出、施設相続届出義務違反(同条第2号) 維持管理事項記録・備付け義務違反(同条第3号) 処理責任者等設置義務違反(同条第4号) 報告拒否、虚偽報告(同条第5号) 立入検査拒否・妨害・忌避(同条第6号) 技術管理者設置義務違反(同条第7号)	
	その他の違反行為	事業停止10日
第7条の3第2号 第7条の3第3号		必要な改善期間の場合は事業停止、改善が不可能な場合は許可の取消し
第7条の3第3号		事業停止30日
第7条の4第1号第1項 第7条の4第1号第2項		許可の取消し

(注)上記の表の条文は、すべて法とする。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可の取消し等	環 No. 105
----------	-------------------------	-----------

根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4	
関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第5項第4号イからヌまで及び第6項、第7条の2第1項並びに第7条の3 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条	
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第7条第5項第4号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第7条第5項第4号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。 (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。 2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 3 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条（別表第4） 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条（別表第4）については、 <u>別紙</u> のとおり。
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 令和 7年 10月 1日変更（※ 平成 年 月 日変更（※	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表第4(第12条関係)

許可の取消し等の要件	処分内容
第7条の3第1号	許可の取消し
無許可営業(第25条第1号) 無許可変更(同条第2号) 事業停止命令・措置命令違反(同条第3号) 委託基準違反(同条第4号) 名義貸しの禁止違反(同条第5号) 施設無許可設置(同条第6号) 施設無許可変更(同条第7号) 廃棄物の投棄禁止違反(同条第8号) 委託基準違反、再委託禁止違反(第26条第1号) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反(同条第2号) 施設無許可譲受け・無許可借受け(同条第3号) 無確認輸出(同条第4号) 受託禁止違反(同条第5号) 無許可輸入(同条第6号) 輸入許可条件違反(同条第7号) 廃棄物の焼却禁止違反(同条第8号)	
施設使用前検査受検義務違反(第28条)	事業停止60日
帳簿備付け・記載・保存義務違反(第30条第1号) 業廃止・変更届出、施設変	事業停止30日

	更届出、施設相続届出義務違反(同条第2号) 維持管理事項記録・備付け義務違反(同条第3号) 処理責任者等設置義務違反(同条第4号) 報告拒否、虚偽報告(同条第5号) 立入検査拒否・妨害・忌避(同条第6号) 技術管理者設置義務違反(同条第7号)	
	その他の違反行為	事業停止10日
第7条の3第2号 第7条の3第3号		必要な改善期間の場合は事業停止、改善が不可能な場合は許可の取消し
第7条の3第3号		事業停止30日
第7条の4第1号第1項 第7条の4第1号第2項		許可の取消し

(注)上記の表の条文は、すべて法とする。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の保管、収集等の方法の変更等の措置命令	環 No. 106
----------	---	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1号
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第3号に掲げる場合を除く。） 市町村長</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ 平成 年 月 日変更（※ ） ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	一般廃棄物処理基準に適合しない場合の生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止の措置命令	環 No. 107
----------	---	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項
	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項、第6項及び第7項、第7条第14項並びに第19条の3第3号
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市長（前条第3号に掲げる場合にあっては、環境大臣。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※処分のほかに収集及び運搬を追加） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	廃棄物の処理に関する手数料の減免	環 No. 108
---------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条	
関係条項		鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第1項 生活保護法 鹿沼市日常生活用具給付等事業実施要綱 鹿沼市寝たきり老人等紙おむつ給付要綱	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条に規定する手数料を減免することができる。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (2) 公共のために市内の清掃活動を行った者 (3) その他規則で定める者 2 規則で定める者 1の(3)の規則で定める者は、次のとおりとする。ただし、第3号及び第4号に規定する者は、一般廃棄物のうち一般家庭の燃やすごみの手数料の減免に限る。 (1) 地縁団体等の行事による一般廃棄物を排出する者 (2) 市の主催する行事において、一般廃棄物を排出する地縁団体等及び当該地縁団体等から行事の運営について委託を受けた者 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者 (4) 次のいずれかに該当する者 ア 3歳未満の乳幼児を監護する者 イ 鹿沼市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により紙おむつの交付を受けている者 ウ 鹿沼市寝たきり老人等紙おむつ給付要綱の規定により紙おむつの交付を受けている者	
		廃棄物処理法の解説	
参考事項			
設定等年月日		平成9年10月1日設定 平成16年1月1日変更(※要件明確化(条例全部改正)) 平成18年10月1日変更(※燃やすごみ有料化に伴う減免対象者の設定) 令和7年10月1日変更	
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	規則第8条第1号及び第2号 総日数 即日(休日は含まない。) 規則第8条第3号及び第4号 総日数 10日(休日は含まない。)		
	平成9年10月1日設定 平成22年2月1日変更(※標準処理期間の変更) 平成年月日変更(※)		

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物を保管する場所の設置の指定	環 No. 109
---------	--------------------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1項
	関係条項	鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第2項 鹿沼市一般廃棄物処理要綱第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 条例第4条第2項の第4条第2項の規定による一般廃棄物を保管する場所（以下「ごみステーション」という。）を設置しようとするの指定を新たに受けようとする者は、ごみステーション設置申請書ごみステーション新規指定申請書（様式第1号）により当該ごみステーションの管理者及び利用者名簿（様式第2号）を添付して申請し、市長の指定を受けるものとする。市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、ごみステーション設置の前項の規定による申請があったときは、他のごみステーションの位置、設置予定場所の交通状況、当該ごみステーションの構造その他の事項を審査し、適当と認める場合には、ごみステーションとして指定することができる。</p> <p>3 鹿沼市一般廃棄物処理要綱 (ごみステーションの設置)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる基準により規則第3条第2項の規定による審査をしたときは、ごみステーション申請審査結果通知書（様式第1号）により当該審査の結果を通知するものとする。</p> <p>(1) 当該ステーションの設置が、歩行者及び車両等の通行の妨げにならない場所であり、交差点から5メートル以上離れていること。</p> <p>(2) 収集車による収集が容易な場所であること。</p> <p>(3) 当該ステーションを設置しようとする場所の土地の所有者が、その設置に関して同意していること。</p> <p>(4) 当該ステーションの利用を予定している者の全てが、その設置に同意していること。</p> <p>(5) 当該ステーションを利用しようとする世帯が、住宅が密集する地域にあってはおおむね25世帯以上、住宅が散在する地域にあってはおおむね10世帯以上であること。</p> <p>(6) 当該ステーションが、事業活動に伴う廃棄物の保管の用に供さないこと。</p> <p>(7) 当該ステーションの構造が、ごみの飛散、散乱及び抜き取りを防止するための配慮がなされていること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に適合すること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 月 日変更（※ ） 令和 7年 10月 1日変更（※ ）
標準処理期	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日（休日は含まない。）

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物を保管する場所の設置の指定	環 No. 109
---------	--------------------	-----------

間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))
---	--------	---	--------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	一般廃棄物の運搬の依頼	環 No. 112
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第5条 条例第8条の規定により一般廃棄物の運搬を依頼しようとするときは、一般廃棄物処理申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。ただし、収集申請済証（様式第6号）を購入した場合には、その申込みをもって申請に代えることができる。 未設定（②）（将来的に申請の対象が見込まれるもの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。）
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 6年 1月31日変更（※第2項の削除） 令和 7年10月 1日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	利用の許可	環 No. 116
---------	-------	-----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第5条
審査基準	関係条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市リサイクルセンター利用の許可の基準</p> <p>1 鹿沼市リサイクルセンター利用許可申請に対する許可（条例第5条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、 (1)の許可をする場合に条件を付すことができる。</p> <p>2 鹿沼市リサイクルセンター利用許可基準（条例第6条） 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) センターの施設又はその附属施設（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※申請書の審査に時間を要するため） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 清掃課

不利益処分の内容	利用許可の取消し	環 No. 117
----------	----------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第9条
	関係条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第5条第2項、第6条及び第8条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市リサイクルセンター利用許可の取消し等</p> <p>1 鹿沼市リサイクルセンター利用許可の取消し等の基準（第9条） 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>2 第5条第2項の規定 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。</p> <p>3 第6条の規定 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) センターの施設又はその附属施設（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>4 第8条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	設備の変更禁止	環 No. 118
---------	---------	-----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第10条
審査基準	関係条項	
		第10条 利用者は、センターの利用に当たって、特別な設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 未設定(②)(将来的に申請が見込まれるもの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ期間設定が困難であるため。)
	基準 (未設定の場合はその理由)	
標準処理期間	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 令和 7年10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定(②)(将来的に申請が見込まれるもの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ期間設定が困難であるため。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	使用料の減免	環 No. 119
---------	--------	-----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第13条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市リサイクルセンター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 5日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成23年 2月 1日変更(※申請書の審査に時間を要するため) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 清掃課

許認可等の内容	使用料の還付	環 No. 120
---------	--------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第14条
	関係条項	
		<p>1 第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により、センターを利用することができなくなつたとき。</p> <p>(2) 規則で定める期間内に利用許可の申請の取下げ又は変更を申し出たとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
設定等年月日	参考事項	
		平成21年 3月 1日設定 令和7年10月 1日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 5日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成23年 2月 1日変更(※申請書の審査に時間を要するため) 平成 年 月 日変更(※)

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	ペット愛護等施設の設置の許可	環 No. 126
---------	----------------	-----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第12条
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第15条及び別表 鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例施行規則第22条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 許可の基準 市長は、ペット愛護等施設の設置の申請が別表に定める許可の基準に適合していると認めるときは、ペット愛護等施設の設置の許可をするものとする。</p> <p>2 別表の規定 許可の基準</p> <p>1 申請者がペット愛護等施設の敷地について、当該施設を設置するのに必要な権原を有していること。</p> <p>2 申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 動物取扱業者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日の前30日以内にその動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(5) 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない者</p> <p>(裏面1へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	ペット愛護等施設の設置の許可	環 No. 126
---------	----------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(6) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
		3 ペット愛護等施設の敷地が次の各号のすべてに適合するものであること。 (1) 河川若しくは湖沼又はため池、用排水路等の土地改良施設から20メートル以上離れていること。 (2) ペット愛護等施設の敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれの多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。
		4 ペット愛護等施設の構造が次の各号のすべてに適合するものであること。 (1) 敷地の境界の内側に接する緑地が設けられ、かつ、障壁、樹木の垣根等によって、目隠しが設けられていること。 (2) ペット愛護等施設の敷地の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。 (3) ペット愛護等施設の出入口には、施錠することができる門扉が設けられていること。 (4) 駐車場、ごみ集積設備、給水設備、排水設備及び汚物等を処理する設備が設置されていること。 (5) 焼却炉の設備を有する場合にあっては、規則で定める基準(3参照)に適合した焼却炉が設置されていること。
		5 ペット愛護等施設の敷地の拡張に係る変更 (1) ペット愛護等施設に係る設置の許可又は敷地の拡張に係る許可を受けた日から5年を経過していること。 (2) 拡張する面積が500平方メートル未満であること。
		3 規則で定める基準 条例別表第4項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 空気の取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく焼却できること。 (2) 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が確認できる燃焼室内温度計を設置していること。 (3) 燃焼室には主燃焼室と二次燃焼室が設けられ、二次燃焼室の燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態を2秒以上確保できる容積、構造のものであること。 (4) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (5) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(裏面2へ)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	ペット愛護等施設の設置の許可	環 No. 126
---------	----------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(6) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。 (7) 煙突の先端から火炎又は黒煙が外部に排出し、及び飛散しないよう十分な能力を有する構造並びに装置が設けられていること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	ペット愛護等施設の設置の変更の許可	環 No. 127
---------	-------------------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第16条第1項
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第16条第3項において準用する第15条及び別表並びに鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例施行規則第22条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 許可の基準 市長は、ペット愛護等施設の設置の変更の申請が別表に定める許可の基準に適合していると認めるときは、ペット愛護等施設の設置の変更の許可をするものとする。</p> <p>2 別表の規定 許可の基準</p> <p>1 申請者がペット愛護等施設の敷地について、当該施設を設置するのに必要な権原を有していること。</p> <p>2 申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 動物取扱業者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日の前30日以内にその動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(5) 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない者</p> <p>(裏面1へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	ペット愛護等施設の設置の変更の許可	環 No. 127
---------	-------------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(6) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
		3 ペット愛護等施設の敷地が次の各号のすべてに適合するものであること。 (1) 河川若しくは湖沼又はため池、用排水路等の土地改良施設から20メートル以上離れていること。 (2) ペット愛護等施設の敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれの多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。
		4 ペット愛護等施設の構造が次の各号のすべてに適合するものであること。 (1) 敷地の境界の内側に接する緑地が設けられ、かつ、障壁、樹木の垣根等によって、目隠しが設けられていること。 (2) ペット愛護等施設の敷地の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。 (3) ペット愛護等施設の出入口には、施錠することができる門扉が設けられていること。 (4) 駐車場、ごみ集積設備、給水設備、排水設備及び汚物等を処理する設備が設置されていること。 (5) 焼却炉の設備を有する場合にあっては、規則で定める基準(3参照)に適合した焼却炉が設置されていること。
		5 ペット愛護等施設の敷地の拡張に係る変更 (1) ペット愛護等施設に係る設置の許可又は敷地の拡張に係る許可を受けた日から5年を経過していること。 (2) 拡張する面積が500平方メートル未満であること。
		3 規則で定める基準 条例別表第4項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 空気の取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく焼却できること。 (2) 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が確認できる燃焼室内温度計を設置していること。 (3) 燃焼室には主燃焼室と二次燃焼室が設けられ、二次燃焼室の燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態を2秒以上確保できる容積、構造のものであること。 (4) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (5) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(裏面2へ)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境課

許認可等の内容	ペット愛護等施設の設置の変更の許可	環 No. 127
---------	-------------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(6) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。 (7) 煙突の先端から火炎又は黒煙が外部に排出し、及び飛散しないよう十分な能力を有する構造並びに装置が設けられていること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	改善命令	環 No. 134
----------	------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第23条
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第22条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、設置者が第22条の規定(2参照)による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。</p> <p>2 第22条の規定</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。</p> <p>(1) 第15条に規定する許可の基準に適合しないとき。</p> <p>(2) 第17条第2項に規定する指導に従わないとき。</p> <p>(3) 第20条に規定する維持管理を適正に行わないとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	ペット愛護等施設の設置の許可の取消し	環 No. 135
----------	--------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第24条
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第22条及び第23条
		<p>1 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 第23条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 第23条の規定</p> <p>市長は、設置者が第22条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。</p> <p>3 第22条の規定</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。</p> <p>(1) 第15条に規定する許可の基準に適合しないとき。</p> <p>(2) 第17条第2項に規定する指導に従わないとき。</p> <p>(3) 第20条に規定する維持管理を適正に行わないとき。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	ペット愛護等施設の使用禁止命令	環 No. 136
----------	-----------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第25条
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第12条、第14条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第16条第1項及び第24条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット愛護等施設の使用の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) ペット愛護等施設の設置の許可を受けないでペット愛護等施設を設置した者</p> <p>(2) 第16条第1項の許可を受けないで第14条第1項第3号（ペット愛護等施設の敷地及び面積）、第4号（ペット愛護等施設の設備の処理能力）又は第5号（ペット愛護等施設の設備の位置及び構造）に掲げる事項を変更した者</p> <p>(3) 第24条の規定により許可を取り消された者</p> <p>2 第24条の規定</p> <p>市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 第23条の規定による命令に違反したとき。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	ペット愛護等施設の使用禁止命令違反に対する罰則	環 No. 137
----------	-------------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第30条
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第25条
		<p>1 第25条の規定による命令に違反してドッグラン施設又はペット園を使用した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第25条の規定</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット愛護等施設の使用の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) ペット愛護等施設の設置の許可を受けないでペット愛護等施設を設置した者</p> <p>(2) 第16条第1項の許可を受けないで第14条第1項第3号（ペット愛護等施設の敷地及び面積）、第4号（ペット愛護等施設の設備の処理能力）又は第5号（ペット愛護等施設の設備の位置及び構造）に掲げる事項を変更した者</p> <p>(3) 第24条の規定により許可を取り消された者</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境課

不利益処分の内容	違反者に対する責任としての事業主への罰金	環 No. 138
----------	----------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第31条
	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第25条及び第30条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。</p> <p>2 第30条の規定 第25条の規定による命令に違反してドッグラン施設又はペット園を使用した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第25条の規定 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット愛護等施設の使用の禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) ペット愛護等施設の設置の許可を受けないでペット愛護等施設を設置した者</p> <p>(2) 第16条第1項の許可を受けないで第14条第1項第3号（ペット愛護等施設の敷地及び面積）、第4号（ペット愛護等施設の設備の処理能力）又は第5号（ペット愛護等施設の設備の位置及び構造）に掲げる事項を変更した者</p> <p>(3) 第24条の規定により許可を取り消された者</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。